

四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託

仕様書

1. 業務の名称

四日市市デジタル人材育成研修実施業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 本業務の背景と目的

スマート自治体の推進に向け、先進的な取り組みを進めるためには、IT／デジタルツールを利活用することのできる基礎知識やスキルに加え、DXの概念を理解し変革に寄与できる「デジタル人材」が必要である。しかし、四日市市（以下「本市」という。）においては、そのような人材が不足しており、業務の変革を自分ごととして捉えて実行する職場の風潮も醸成できていないことが課題となっている。

このような背景を踏まえ、職員のデジタル人材育成の具体的な取り組みや育成内容をまとめた「四日市市デジタル人材育成計画（令和5年3月）」を策定した。

本業務では、「四日市市デジタル人材育成計画」に基づき、デジタル人材としてDX推進を担う職員の育成研修を、役割別に効果的かつ円滑に実施することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4. 履行場所

四日市市役所、四日市市総合会館及び市が指定する場所

5. 基本方針

本市が策定した「四日市市デジタル人材育成計画（令和5年3月）」（以下、育成計画）に基づき、デジタル人材の育成を目的とした職員向け研修を実施する。なお、研修の詳細については以下に記載するほか、別紙の育成計画を参照すること。

（1）DX推進リーダー向け研修

各課でDX推進案が作成できるスキル作りを主目的とし、以下の方針をもとに、デジタルに関する幅広い知識や周囲を巻き込む力、立案スキルを養成する。

- ① マインドセット：DXに関する基礎知識および本市のDX推進リーダーの役割をワークショップ形式で体験的に深く理解できる研修を実施する。また習得したマインドセットの維持・向上を目的としたDX推進リーダー同士の継続的なコミュニティ形成の活動を研修内で実施する。
- ② IT：DXを支えるテクノロジーの基礎知識を習得する。なお、生成AI（GPT-3等）を業務に活用する内容を研修に含めること。また、国・自治体の情報セキュリティの動向を理解し、セキュリティ対策に必要な基本的知識を学ぶとともに、得た知識を実践で生かすためのワークショップを実施する。
- ③ データ：課題解決のために必要なデータ利活用の意義や必要性を理解し、データの取得方法や管理方法の基礎知識を習得する。さらに、演習を通じて業務内でデータを活

用する際に必要となる基礎的なスキルを習得する。

- ④ デザイン：デザイン思考、問題解決手法の基本的知識を習得する。また、自身における課題を論理的に整理し構造化する手法をワークショップによる体験型で学ぶとともに、業務課題の解決のために、他部門との対話の重要性に鑑み、ファシリテーションスキルを習得する。
- ⑤ 実践：ワークショップを通じて、変革を生み出す行政施策の企画立案、DX活動へのアプローチ方法についてスキルを習得するとともに、自主的に推進しようとする意欲を醸成する。
- ⑥ DX施策立案：ユニット単位で「窓口のDX化」又は「業務効率化」のいずれかのテーマを選択し、電子申請システムやRPA、生成AI等の本市の環境で利用できるツールを日常業務で実践する。さらに、その効果を発表・共有することで、日常業務に関連した実践的な成果を生み出す。

(2) DX推進員向け研修

DX推進リーダーと連携し、以下の方針のもとに、具体的な手段を自ら考え、既存の業務フローや既成概念を変えることの必要性を理解できるマインドを養成する。

- ① マインドセット：DXに関する基礎知識、デジタル人材の分類や役割を理解する。
- ② IT：DXを支えるテクノロジーの基礎を学ぶとともに、国・自治体の情報セキュリティの動向を理解し、セキュリティ対策に必要な基本的知識を学ぶ。
- ③ データ：課題解決のために必要なデータ利活用の意義や必要性を理解し、データの取得方法や管理方法の基礎知識を習得する。
- ④ デザイン：デザイン思考、問題解決手法の基本的知識を習得する。
- ⑤ 実践：各課でDX推進アイデアを検討する目的を理解し、DX推進リーダーを支援する必要性を理解する。

6. 業務内容

(1) 業務実施計画の作成

業務開始にあたり、契約締結の日から2週間以内に業務内容と実施スケジュールを調整した「業務実施計画書」を作成し、市の承認を得ること。

なお、業務実施計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加および変更が生じた場合には、速やかに市の承認を得ることとする。

- ・ 業務内容(市との役割分担を明確化したもの)
- ・ 研修計画
- ・ 業務実施体制図
- ・ 定例会の実施計画
- ・ そのほか本市が必要とする事項

(2) 研修実施

育成計画に基づき、以下の研修を実施すること。

なお、集合型研修はオンラインによるライブ配信は不可とし、講師を現地派遣すること。

また、動画研修については、eラーニングの活用も可とする。

No	研修名	実施形態	受講予定者数	開催回数目安	開催時期(例)
1	DX マインド醸成	動画研修	約 400 名～	—	7月上旬
2	IT 技術動向	動画研修	約 400 名～	—	7月～8月中
3	デザイン思考基礎講座	動画研修	約 400 名～	—	7月～8月中
4	情報セキュリティ対策セミナー	動画研修	約 400 名～	—	7月～8月中
5	データ利活用入門セミナー	動画研修	約 400 名～	—	7月～8月中
6	問題解決とアイデア創造の基礎	動画研修	約 400 名～	—	7月中
7	各課のDX活動推進	動画研修	約 30 名	—	7月～8月中
8	DX マインド醸成	集合型研修	約 120 名	3回	7月上旬
9	問題・課題の構造化	集合型研修	約 120 名	3回	7月中～下旬
10	アイデア創造	集合型研修	約 120 名	3回	10月上～中旬
11	行政施策アイデアソン	集合型研修	約 120 名	3回	10月下旬
12	学びや活動のリフレクション	集合型研修	約 120 名	3回	11月下旬
13	テクノロジーの活用方法の考察	集合型研修	約 40 名	2回	8月中
14	データ利活用演習	集合型研修	約 40 名	2回	8月中
15	対話促進・ファシリテーション実践	集合型研修	約 40 名	1回	8月中
16	DX 施策立案発表	集合型研修	約 120 名	3回	12月中

【受講予定者】No1～6 全受講者、No7 DX推進マネージャー、No8～16 DX推進リーダー（うちNo13～15は選択式）

(3) 効果測定

各研修において、本市と協議の上、研修ごとに適切な効果測定を実施すること。なお、効果測定の手法としては、アンケートやテスト等の実施が想定される。

また、効果測定の結果を分析し、次年度以降の研修の改善につなげられるよう、育成計画及び研修メニューの修正について本市へ提言すること。

(4) DX施策立案に対する支援

DX推進リーダーは、DX施策立案を目的としたDX推進活動を継続するため、業務内容の近い部局同士で「DX推進リーダーコミュニティ」を形成し、リーダー間・関連組織間の関係性を維持・向上する。そのために、コミュニティの形成主旨を理解し、自律的に本市のDX推進活動が行われるよう、DX推進リーダーコミュニティのユニット単位で進捗管理を行い、必要な助言や支援を実施すること。また、これらの記録を報告すること。

(5) その他の企画・運営に係る留意事項

- ア. 本市における組織・職員・業務の特性とその課題や取り巻く状況を理解し、研修が本市独自の課題解決や施策実現につながるよう、本市と協議のうえ育成計画に沿った研修カリキュラムを設計すること。
- イ. 各研修においては一定の連携性を考慮することで研修間の序列やつながりが適切に機能し、効果的な研修となるよう構成すること。
- ウ. 動画研修については、聞き取りやすい発声、速度のナレーションを入れることとし、音声不明瞭な場合や、誤植・言い間違い等については、速やかに撮り直しに応じること。また、内容を更新したところが分かるようにするなど、今年度の研修受講者だけでなく、過去に研修を受講したものが継続学習に使用することも想定して作成すること。なお、動画で使用する資料については、PDF 資料を提供すること。
- エ. 集合型研修については、1 回あたり 50 名を限度に実施することとし、研修で使用するスライドや資料は全て紙資料で研修当日に受講者に配布すること。また、欠席者が後日、自習できる教材（研修内容を収録した動画など）を提供すること。
- オ. 各研修開始 1 週間前までに、研修内容及び資料を完成させ、本市の了承を得ること。
- カ. 研修中、研修終了後問わず、研修受講者からの質問には速やかに対応すること。
- キ. 定例会を 2 カ月に 1 回実施し、研修の進め方や進捗等を本市と協議するとともに、議事録を作成し、すみやかに提出すること。
- ク. 研修会場の手配及び会場使用料の負担については、本市が行うものとする。
- ケ. 生成 AI のライセンスについては、本市が用意するものとする。

7. スケジュール

本業務における全体スケジュールの目安を以下に示す。これによらない場合においても、職員が受講しやすい時期を考慮し、本市と調整のうえスケジュールを組むこと。

	令和 6 年										令和 7 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
											▼効果測定 結果分析	▼業務実施 報告書提出	
(1) D X 推進 リーダー、D X 推進マネー ジャー向け研 修			集合研修	動画視聴	集合研修	▼コミュニティ 結成	コミュニティ活動支						
(2) D X 推進 員向け研修				動画視聴									

8. 実施体制

(1) 統括責任者

事業全体の統括責任者を擁立し、個々の研修が適切につながり、全体として学習効果の向上を促す運用となるよう、研修全体の統括及び本市との情報共有、進捗や課題管理、必要な改善を実施すること。

(2) プロジェクト実施者

受託者はデジタル人材育成研修の企画・運営の各プロセスの遂行に当たり、本市の特性を鑑みたデジタル人材育成を実施するために必要となる専門知識や経験を有する実施者を配置し、直接指揮をとるか、又は業務を遂行することとする。

(3) 人員配置

集合型研修の講師は、特別な事情がない限り、同じ研修内においては原則として固定化すること。その他業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、固定化するよう努めること。なお、各研修において、実施体制が業務の実施に支障があると本市が判断した場合は、速やかに体制を見直すこと。また、研修講師については、本市担当者が面接にて適正を確認するものとする。

9. 提出物

本業務に係る提出物は以下のとおりとする。なお(2)、(3)については、紙媒体と電子データにて、それぞれ1式ずつ提出すること。

(1) 研修動画データ (MP4形式とする)

(2) 業務実施報告書 (研修実績報告、研修実施風景写真、効果測定結果等を含む)

(3) 業務完了報告書

10. 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に本市の承認を得ること。

11. 権利の帰属

本業務で作成した成果物に係る著作権、所有権等の権利は原則本市に帰属する。ただし、協議により本市が認めた場合はこの限りではない。

12. 支払方法

完了払いとする。なお、本業務に要する費用 (交通費、宿泊費なども含む) は、本仕様書に明記のないものであってもすべて受託者の負担とする。

13. その他留意事項

- ・プロポーザルにおける提案書の内容は本契約に含むこと。
- ・受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は、他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。

- ・本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律、四日市市の情報セキュリティポリシー、その他関係法令等を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、又は、本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者とは協議して定めるものとする。

【 注意事項 】

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報という。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

2. 暴力団等不当介入に関する事項

（1）契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

（2）暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

3. 障害者差別解消に関する事項

（1）対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（2）対応指針に沿った対応

上記（1）に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。